

令和3年第4回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和3年12月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和3年12月10日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和3年12月10日	11時55分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		5番	末次 明	6番	栗野 久明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也		まちづくり課長		井上 信治
	副町長	酒井 英良		定住促進課長		山田 恵
	教育長	柴田 昌範		建設課長		古賀 浩
	総務企画課長	熊本 弘樹		会計管理者		寺崎 博文
	財政課長	平野 裕志		教育学習課長		今泉 雅己
	税務課長	酒井 智明		福祉課参事		中牟田 文明
	住民課長	毛利 博司		こども課保育園長		佐藤 定行
	健康増進課長	藤田 和彦		産業振興課参事		山本 賢子
	福祉課長	吉田 茂喜		まちづくり課図書館長		城本 直子
	こども課長	亀山 博史		建設課参事		権藤 貞光
産業振興課長	柳島 一清					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1		追加議案上程 提案理由説明 (議案第53号)
日程第 2	議案第42号	押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 3	議案第43号	基山町課設置条例の一部改正について
日程第 4	議案第44号	基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第45号	基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 6	議案第46号	基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 7	議案第47号	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 8	議案第48号	基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第49号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
日程第10	議案第50号	令和3年度基山町一般会計補正予算(第10号)
日程第11	議案第51号	令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第12	議案第52号	令和3年度基山町下水道事業会計補正予算(第4号)
日程第13	議案第53号	令和3年度基山町一般会計補正予算(第11号)
日程第14		委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
これより直ちに開議します。

**日程第 1 追加議案上程**

○議長（重松一徳君）

日程第 1. 追加議案上程、議案第53号の提案理由説明を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）

皆さん、おはようございます。

それでは、令和 3 年第 4 回定例議会に付議いたします追加議案について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の追加議案は、令和 3 年度補正予算案件 1 件を上程しております。

それでは、提案理由について説明いたします。

議案第53号 令和 3 年度基山町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

今回、補正予算として 1 億7,015万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算に合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも88億5,736万8,000円となります。

内容については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等を増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に担当課長の詳細説明を求めます。  
平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第53号 令和 3 年度基山町一般会計補正予算（第11号）について説明をさせていただきます。

追加の議案書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,015万7,000円を追加し、予算総額を88億5,736万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、14款、国庫支出金に1億7,015万7,000円の増額をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款、民生費に歳入と同額の1億7,015万7,000円の増額をお願いしております。

次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

いいでしょうか。お願いいたします。

**○財政課長（平野裕志君）**

歳入でございます。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉費補助金に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る事業費補助金及び事務費補助金として、それぞれ1億6,930万円、85万7,000円の追加をお願いしております。

次に、歳出でございます。

4ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、18節、負担金補助及び交付金に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1億6,930万円の追加をお願いしております。給付対象1,693世帯を見込み、1世帯当たり10万円の給付を行うものでございます。

また、3節、職員手当等に時間外勤務手当31万2,000円、11節、役務費に通信運搬費30万2,000円など、合計で85万7,000円の事務費の追加をお願いしております。

事項別明細書までの説明は以上でございます。

引き続き、福祉課長より議案資料にて説明をさせていただきます。

**○議長（重松一徳君）**

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、本日お配りしております追加の議案の資料の2ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願いいたします。

○福祉課長（吉田茂喜君）

事業説明書で御説明いたします。

事業名といたしまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業としております。

着手年度は令和3年度、完成年度、令和3年度としております。

事業の対象につきまして、基準日において住民税非課税世帯及び令和3年1月以降の家計急変世帯が対象となっております。基準日につきましては令和3年12月10日、本日でございます。

事業計画・内容の概要といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付いたします。

給付対象といたしましては、基準日におきまして、本町の住民基本台帳に記載されている者であって、住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主といたします。

また、DV等により避難されている世帯につきましても、住民票を本町に移されていない場合でも、住民票を移している者とみなしまして、当該者が所得要件を満たす場合には給付対象といたします。

7番です。現状、目標、課題、必要性、効果といたしまして、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対して臨時特別給付金を給付することにより生活資金の支援を行うようにいたします。給付方法といたしましては、給付対象者の銀行口座への振込によります。令和2年度に行いました特別定額給付金の振込口座の届出をされている方、基本的にはそちらの口座を町で承知しておりますので、そちらを基本的には振込口座とさせていただきます。どうしても振込口座を変更されたいという方がいらっしゃれば、変更の届けを出していただくような形を取らせていただこうと思っております。

8の事業費といたしまして、歳出のほうです。時間外勤務手当といたしまして31万2,000円、消耗品といたしまして、紙、封筒、あとプリンターのトナー等の費用といたしまして5万6,000円、あとは通信運搬費、口座振込手数料等で48万9,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金といたしまして1億6,930万円を予算計上しております。

歳入につきましては、14款2項1目1節、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金といたしまして1億6,930万円、また事務費相当額といたしまして85万7,000円、100%国庫補助が歳入として充当するものでございます。

説明につきましては以上になります。

○議長（重松一徳君）

詳細説明が終わりましたので、ここで9時50分まで休憩します。

～午前9時39分 休憩～

～午前9時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

## 日程第2 議案第42号

○議長（重松一徳君）

日程第2. 議案第42号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

おはようございます。

これはちょっと自分の所管外なので、お尋ねしたいと思います。

まず、1点目です。第1条で、固定資産評価審査委員会条例の一部改正、それともう一つが基山町火入れに関する条例の一部改正、この2つを今回、関係条例の整備に関する条例ということで改正をするという議案ですけれども、この2つ以外にもまだあるのか、ちょっとその辺が私はよく分からないので、その辺をもう少し、この2つだけが条例改正で、押印の廃止というか、見直しで終わるものか、ちょっとその辺のところをもう一度説明ください。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回の押印の廃止に伴う部分で、条例に関する部分に関しては、この2本を改正していただくことで終わりでございます。

その他として、例規の本数で申し上げますと、全体で270ございます。その様式の中に、印を必要としておる様式が1,069ございまして、今回見直しの中で、例えば請求書等については当分例外としておりますので、そういったものを除きますと、700が今回3月までに例規を改正して廃止をしていく様式数になります。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ということで、またこれから、それに向けての周知等もあるのかなと思いますけれども、そこが1点と、それから、ちょっと1つ分からないのがあるところが資料のほうです。3ページです。

○議長（重松一徳君）

資料3ページ、お願いします。いいですか。

○4番（大久保由美子君）

3ページの、押印の見直しに伴うという、ここの対照表ですね、改正前と改正後がありまして、ちょっと私は時間がなくて、よく勉強していないんですけれども、第8条、口頭審理、8条のところあたりの、「前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない」で終わっていますよね。でも、改正前はですよ、「掲げるその事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」。それが、「記載しなければならない」だけで、ここの欄だけが終わっていて、ほかのところは全て「署名押印しなければならない」が改正前で、改正後が「署名しなければならない」というものがずっと、改正後はなっておりますけれども、ここの口頭審理だけが「記載しなければならない」で、署名は必要ないというようなことですかね、この第8条のあたり。ちょっとここがどういうことなのか御説明ください。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

御質問、2つございましたので、後段の部分は税務課長よりお答えさせていただきますけれども、この部分の周知に関しては、来年の4月からそういった押印を廃止するということ

で考えておりますので、随時、3月までにホームページであったりとか、広報等で周知はさせていただきますと考えております。

**○議長（重松一徳君）**

酒井税務課長。

**○税務課長（酒井智明君）**

第8条第5項中の改正でございますが、口述書につきましては、関係者として住民の方等が行政手続における書類として提出をされます。また、審査申出人が提出される審査申出書には、もともと署名を求めているといったところがございます。これは第4条になりますが、そういったことも今回勘案をいたしまして、行政手続の簡素化及び利便性の向上を図るために今回署名を削除しているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

大久保議員。

**○4番（大久保由美子君）**

ちょっとその辺は私ももう少し自分でも調べなくてはいけませんけれども、要するにここだけが署名も押印も必要ない。残りのところは全て、残りというか、今、改正の部分ですね、改正後、そこはあくまでも署名は必要だよというところになるわけですね。また改めてちょっと、付託とかでお尋ねしたいかな、できないか、分かりました。ありがとうございます。

**○議長（重松一徳君）**

ほかにありませんか。鳥飼議員。

**○9番（鳥飼勝美君）**

そもそも押印廃止ですね、こんなにスピーディーにさせていただきまして、非常に感謝いたしております。

これは結局、押印というものは、記名に印鑑を印章することが押印ですから、署名捺印と違いますからね、その辺は押印についての廃止とします。

この条例の2本、何千何百ある例規集から、たった2本だけ署名押印をしなければならないという規定があること自体がもうおかしいのではないですか。もう、これもこの際省かれてよかったのではないですか、この改正をして、署名するとか押印、押すということそのものを、この条例規定ではなくて規則規定にしておけばいいことであって、あえてこの押印の欄を、この2つの条例だけ残してという必然性が、私は到底ありません。到底、私はこの条

例は改正されて、押印、押すということは規則規定なり書かないなり、そっちのほうの運用をすべきではないと思いますが、何でこの2つだけ、条例規定、押印があるから残っていて、改正とされたのか。そもそも押印を条例の中で規定すること自体をやめるというか、書かなければそれでよかったのではないですか。何でこの2つだけを、押印規定を残すのか。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

通常は、例えば条例を制定して、例えば何かの補助金であったりとか、そういった場合の様式等については規則に委任するというふうになっているんですが、この2つの条例に関しては、もともとが規則そのものがなくて、もう条例だけで規定をさせていただいておりましたので、そういった部分を今回、条例改正をすることでもう解消になりますので、あえて新たに規則をつくるということではなくて、条例改正でお願いさせていただいたところがございます。

○議長（重松一徳君）

鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

いや、規則をわざわざつくらなくても、この2つの条例の中に、押印という規定を載せなければいいのではないですかということです。条例で、押印をしなければならないという上の法律とかがなっているならば、知りませんが、恐らくそういうことはないと思いますから。そもそもこの条例の押印を、押すという言葉削除すれば、条例に載せなくてよかったのではないですかと聞いているんです。まあ、後で委員会で言いますけれどもね。

○議長（重松一徳君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まさに議員がおっしゃったような形で、押印という言葉、必要がない部分について今回、改正で削除させていただいたということでございます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第42号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第43号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第43号 基山町課設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第43号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第44号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第44号 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

教育長にお伺いいたします。

育英資金を活用する学生、生徒が伸び悩んでいるということで、今回の条例の一部改正になったかと思うんですが、対象の学生、生徒が減っているということより、私は借りる人が減ったのではないかなと思っております。借りる必要がないのなら別に問題ないんですけども、なぜ利用者がここ数年伸びないと思われておりますか。その要因は何だと思われておりますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

基山町育英資金基金の活用について伸び悩んでいる原因の一つとして、私が一つ思ったことは、今回、第1条のところを書き換えておりますけれども、「成績優秀である」というところがまず一つ引っかかっているのかなというところで、このことについては「勉学の意欲がある人」ということで書換えを一つ行ったところです。

それと、学校からの推薦書等が必要になっているというところが非常にハードルが高いというところがあったと思いましたので、そういったところは、わざわざ学校のほうに、校長

先生に頼んで推薦書を書いていただかなければならないという、これは学校のほうも負担がかかるでしょうし、書いてもらうほうも、ここの「成績優秀である」ということを基に推薦書を書いていただくということについては、そこまでしなくちゃいけないんだったら僕は駄目かなとか、私は駄目かなと思ってしまいうだろうというところで、成績証明書であったり、推薦書ではなくて、成績証明書とかは決まった様式がありますので、事務室からすぐに、校長先生の印鑑をもらって発行できるという手続がありますので、そういったところの簡素化を図ったところです。

また、対象者も今、専門学校に行く方々が増えておりますので、そういったところも配慮しなければならないだろうというところも含めまして、今回この条例の改定を行ったというところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

今回の追加資料の、これは1ページで、基山町育英資金の……。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員、ちょっと待ってください。切り替えますので。追加資料の1ページ、いいでしょうか。お願いいたします。

**○5番（末次 明君）**

1ページと、ここで見ますと、要するにPRが不足しているのではないかなというふうに、ここ数年、ここに載せてある資料につきましては、この5年間の推移を載せてあるんですが、もっと以前の、要するに返還者数の推移で、平成29年の返還者数35名で返還額が589万8,000円とかとなっているということは、以前はもっと多かったと捉えていいと思っているんですが、PRが不足しているのではないかなと、ちょっと私は思っているんですけども、これは学生、生徒だけではなくて、やっぱり保護者のほうにも、この制度がまだ十分伝わっていないのかなと思うんですが、今現状では、学生、生徒だけではなくて、保護者に対しては何か広報はされておるのでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

今泉教育学習課長。

**○教育学習課長（今泉雅己君）**

基山町の広報には掲載をしていたんですけども、やはりちょっと分かりにくいだろうということで、内部のほうでも話をしまして、やはり、確かにおっしゃられるように、周知が少し足りていないと教育委員会のほうも思っております。

今回の改正を機にはないですけども、やはり中学校から高校に上がる段階で借りていく方を増やしていかないと、この追加資料に出ささせていただいておりますけれども、貸付けと償還の差で毎年基金は増額をしていっておりますので、中学校3年生、今度高校に上がる子供たちについてはチラシ等を作成して全員に配布をしたいなどは考えております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それで、ちょっともう一つお伺いしたいことは、これは今は償還ですから、仮に償還は必ず100%してもらおうと、滞納がない限りは、もう毎年いろんな、第三者の方から寄附とかありますから、基金は増えていくと考えていいわけですかね。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

基金は毎年増えていく形になるかと思えます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

資料のほうをお願いしたいんですけども、追加ではないほうの資料28ページですね。

○議長（重松一徳君）

いいですか、28ページ。どうぞ。

○4番（大久保由美子君）

さっき教育長も答弁されましたけれども、結局、第1条で、成績優秀であるというところ、そして経済的な理由、それを今回、勉学の意欲を有する、本当ここはすごい気づきだなと思っております、私も。

ですから、次の第4条ですね、第4条は最終的に改正前も改正後も「本町出身の優秀な生徒及び学生で」というところは変わりませんよね。私的に、成績優秀と、その優秀、まあ優

秀もいろんな見方があると思うんですけども、ここもやはり勉学に意欲を有するような生徒及びに育英の助長をするみたいなほうに改正されなかったのかなというふうな思いなんですけれども、教育委員会がどういうふうに優秀というものを捉えていらっしゃるのか。本人は、優秀じゃないけれども大変困っているからとか、専門学校なり高校なりに行って頑張っていきたいとかという、いろんな思いがあられると思いますけれども、なぜここは改正にならなかったのか、お尋ねします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

まず、最初の第1条の成績優秀に関してですけれども、こちらは教育長が先ほど答弁させていただいたとおり、貸付けに関するときに学校から推薦書等を書いていただいて、優秀ということを確認しないといけなかったということで、そこにすごいハードルがあったらろうということで、成績証明書等がいいのではないかというところの議論の中で、「勉学の意欲を有する」でいいのではないかというふうな整理をさせていただきました。

貸付け対象につきましては、その後やはり中学校を卒業して高校、高校卒業して短大というふうに学業を積んでいきますので、そういった意味で、この優秀という言葉はそのまま残させていただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

もう少し分かりやすく説明ください。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

基本的には、この第1条のところがいろいろな、例えば広報きやまであったり、ホームページ等を出している部分なんですよね。そういったところで、やはりこの1行を見たときに、僕は駄目だ、私は駄目だというふうな印象を持ってしまうところで、まず第1条を変えさせていただきました。

この第4条のところも、議員おっしゃるような形で変えることも検討の一つではあるんで

すけれども、心身の健康、健全とか、いろいろな面もありますけれども、きちんと勉学を積んでいるというところで一生懸命頑張っているというような、優秀というところで捉えていただければ結構かなと。いわゆる、怠けていない、怠学をしていない、きちんと勉学に励んでいるという意味で、優秀というところで残しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

3度目ですね。貸付けが、今ちょっと予算的にも残っているという言葉は悪いんですけども、いろんな奨学金を借りるところは基山町の育英資金だけではなくて、全国的にもいろいろあるから、そっちのほうで借りられる方も多分多いと思いますし、その中には返済が要らないものもちょっとあったりして、こっちの場合はどうしても返済しないといけない。そういうやっぱり社会の流れも変わっているので、じゃあ、これから先もどこまでこの借りられる方が伸びていくか、ちょっと微妙なところもありますけれども、最終的には、その貸付け対象のところは教育委員会でしっかり申請書を見ながら、優秀というところを対応していただいて、貸付けをされていかれるように要望しておきます。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

ちょっと関連しますけれども、その優秀ですね、第1条には「優秀」を削除して、第4条で「優秀」を残していると。これはちょっと、教育長、先ほど、借りてもいいんだからということになったから、厚生産業委員会でその辺は……。

○議長（重松一徳君）

総務です。

○9番（鳥飼勝美君）

総務か、失礼しました。この辺はまた委員会で、これは大事なところのようなんですけれども。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

そもそも町は育英資金を、じゃあ最終的には、今のままでいいと思っているんですか、そ

の金額等含めてですね。何か抜本的な改正とか、金額を増額するとか、そういうようなことは考えていないんですか。ずっと、将来は無償にしていきたいとかね、資金があれば、そんな将来的な考え方はどういうことを考えてられるんでしょう。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

資料の27ページに少し記載をしております。

○議長（重松一徳君）

ちょっと待ってください。いいですか。お願いします。

○教育学習課長（今泉雅己君）

先ほど質問等もありましたけれども、寄附等によって基金というものは少しずつ増えていくような形になります。増えますと当然、貸し付ける対象者は増えていきますので、まずは貸付け対象者を増やして、きちんとあるべき姿に戻すということが適正な形であろうと考えております。

条例中、第2条で1,000万円を最低金額としておりますので、それに近いような形での貸付けを想定することが一番いいんだろうとっております。これから段階的に増やしていきまして、令和8年度までには24名、これも計算上の話ではありますが、20名程度の方に貸し付ける形というものが適正な運営だろうと考えております。

その後、まだ基金の残高等に差がある場合については、当然その金額等の検討もしていかなければならないとは考えております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第44号に対する質疑を終結します。

#### 日程第5 議案第45号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第45号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第45号に対する質疑を終結します。

#### 日程第6 議案第46号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第46号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第46号に対する質疑を終結します。

#### 日程第7 議案第47号

○議長（重松一徳君）

日程第7．議案第47号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第47号に対する質疑を終結します。

#### 日程第8 議案第48号

○議長（重松一徳君）

日程第8．議案第48号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

これは町営の基山駅前駐車場の有料についてお伺いしたいんですが、私が一番懸念していることは、金を払ったからとめるだけとめたい。要するに、ずっと自分がもう金を払っているから駐車しますよと、そういう人が増えて、駅前の一番、もう駅に近いところの駐車場が埋まってしまうということが心配なんです、本当に送迎で短時間にとめる人が利用できる駐車場がこれで確保できるのかなという心配があります。

要するに、有料にするわけは収益を上げるためではないというふうには私も理解できるん

ですけれども、資料の49ページですか、試算表を見ると……。

○議長（重松一徳君）

ちょっとお待ちください。資料の49ページ、お願いします。どうぞ。

○5番（末次 明君）

これは、その後に計算方法とかがついておるんですけれども、出ましたかね。（「はい」の声あり）この試算表とかを見ると、ほぼ何か、一日のうちの4分の3、これが埋まっているような感じにも見受けられるんですけれども、この計算はどういう計算になっているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

権藤建設課参事。

○建設課参事（権藤貞光君）

資料の49ページの計算について御説明いたします。

歳入のところの御質問かと思います。1日当たり、基本的に600円までが最大料金としておりますので、この450円といいますものは、括弧書きしておりますように、利用率として、10台、600円分全てが利用されることはなかろうかという、見込みとして75%を掛けて450円、その区画数が10台ですので、この計算になっております。

100%埋まるかどうかということはやってみないと分からないんですけれども、そうならないというところで、ならないこともあるだろうということで試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私は逆に100%埋まると困るということを言っているんですね。常に100%埋まっていると、本当に駅で10分、15分、送迎したい人が使えない。基山町は全くそこで、これをつくった意義というものは、駅前で駐車料で稼ごうということではないわけですから、そうすると仮にこれは施行したとしても、それなりの一定の試行期間という形で、私はある程度見て、随時、やっぱり長時間使う人がいらっしゃれば、これは改めていくとか、料金を、ちょっと法外ではないですけれども結構高くするとか、いろんな試行錯誤をしていただきたいんですが、そ

のあたりということは今後も検討される余地はあるのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

権藤建設課参事。

○建設課参事（権藤貞光君）

料金につきましては、その前に、まずはこの駐車場は送迎用ということで、この形は変えることは考えておりません。ですから、20分間無料ということは今までどおりに継続していくということで、送迎用の駐車場が満杯になると、確かに送迎車の方がとめられないということでございますが、昼間の状況を見ますと、昼間はほとんどとまっておりません。提案の理由にも書いております、この間も御説明もいたしましたけれども、夜の夕方17時から20時までの3時間の間、この3時間の間が、ずっと3時間、送迎用駐車場が満杯になっている状況でもございません。下りの快速電車がとまる18時台でいいますと、7分、27分、47分、その時間帯の5分程度が多くはなりますけれども、それ以外はまだ、がらんと、電車が出ていってしまうと、お客様が、町民が戻ってこられますと、がらんとするというような、今の基山町の駐車場の現状はそういう状況でございます。

料金設定のところで非常に考えたことは、そこをどうしようかというところで、今回この提案をさせていただいているんですけれども、料金につきましては、その時間帯はできるだけとめないようにしていただきたいんですけれども、料金を払えばとめてもいいのではないかという方も確かに出てこられると思います。そこは料金設定を変えていったりして、確かに試行錯誤していきながら、送迎用駐車場としても確保できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは、今のままの利用ではまずいのではないかというのが今回の提案でございます。ただ、今、権藤参事が説明したように、かなり細かいところまで調べてやっておりますが、やってみないと分からない部分は、これはございます。だから、もしそれでおっしゃるような問題が生じるようでしたら、すぐにでもまた修正というか、変更するようなことをちゃんと、また条例改正も含めてきちんとさせていただきますので。

まずはちょっと、今よりもよくしたいという思いでやっておりますので、まずスタートさせていただきたいなと思っております。完璧な予想を立てるというものはちょっと、まず不可能だと思いますので、ただ、これが結果として完璧になっているかもしれませんが、ぜひそういうことで御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

料金設定ですけれども、民間の駐車場を見ると、いろんな設定、違いますよね、いろいろですね。公設の駐車場も各市町村によって違うのかなと思います。参考に近隣市町もされたと思うんですけれども、その辺で見て妥当なのかという部分なんですよね。

それと、先ほど、この駐車料金をもらう目的を勘案してどうなのかという部分なんですけれども、その説明をしてください。

○議長（重松一徳君）

榎藤建設課参事。

○建設課参事（榎藤貞光君）

料金の設定でございますけれども、近傍、周辺に民間の駐車場が15台ございます。1か所15台ですね、その料金が1日、24時間500円でございます、それよりも今度の基山駅駐車場のほうが駅に近うございますので、また民業圧迫をしないようにということで100円高く、60分100円は一緒でございますが、上限600円ということで100円高く設定をしているところでございます。

料金を取るというところにつきましては、やはり施設を整備していきますので、そこにつきましては負担をしていただきたいというところで料金を徴収することにしております。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

本人からは言いにくいと思いますので。かなり周辺の自治体、そして今度は駅周辺の民間の価格を全部調べた上での、今の提案になっております。

それで、一つ誤解がないようにしていただきたいことは、1つは、まず不法駐車を、そう

いう人を排除するということが大きな目的ですが、もう一つ大きな目的があつて、昼間誰も使っていないのに、使いたいんだけども、これは駅の関係しか使えないだろうというふうな真面目な考えを持っている人たちは使わないんですね。ところがそれが、これだけの対価を払って使えるということになれば、ちょっと駅前で買物をする人たちが使えるようになると、そういう意味合いも強くありますので。不法駐車と、そういう使う人が胸を張って使えるようなという、そういう2つで今回提案させていただいておりますので、その分の御理解をぜひよろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

資料41ページの平面図なんですけれども、今回新しくロータリーの周りの矢印がつくってあるんですが、非常に分かりづらい部分があるので、それなどの改善はされないのかですね。ですから、駐車場を使わずに送迎で迎えに来られる方がとまっていられるところが非常に、バスが通ることによって狭くなって混雑がしていると思うんですけれども、また駐車場に入るロータリーの回り方ですね、それも非常に分かりづらいですよ。その辺のところは改善はされるんですか。

○議長（重松一徳君）

答弁は。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、こちらの駐車場の今回改良をしたときに、カラー舗装等をした道路の矢印等で動線についてはさせていただいております。ただ、やはり使う中で、混雑する時間帯にも分かりやすくという部分だと思っておりますので、そこについては少し混雑する時間帯を調査して、その辺でまた分かりやすいような看板等、対策をまた検討していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

個人の利用者として考えた場合、まさにこの図でいうと、小型で入ってきたところが1周回って入らなければいけないのか、そのまま入っていいのかということが全く不明確なんですよね。それで、そのまま入ってもいけないという印もここではないし、そこが混乱の原因

だと思しますので、そのあたりは、今回の条例改正とは別ですが、しっかり、むしろ条例改正を待たずにでもしなければいけないとは思っているんですけども、どうしようかなと思いつつ、そこを何回か通ってみているところなんですけれどもね。1周回ってわざわざ入らなくても、真っすぐ入るようにできないのかなと私は思ったりもしていますけれども、そのあたりはまた建設課ともきっちりコンセンサスを取って考えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

本当に分かりづらいんですよ。だから、それを先にやってほしいんですよ、駐車場よりも。必ず事故が起きると思うんですよ。ですから、駐車場から出るところだけですよ、出口だけしっかりしていただければ、どこから入ろうがいいというふうにしたほうがよろしいのではないですか。わざわざ1周回るなんていうことはほとんど考えないと思いますよ。その辺の整理をされたほうが一番最初ではないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その整理はもちろんやりますが、一方で、この駐車場問題というものもありますので、ぜひ今回提案していることに対しても御理解いただければと思います。

そして、少なくとも今回その有料化するよりも後になることはありませんので、その前にきっちりまた、ちゃんと改正して、また別の機会に御報告できるようにしたいと思いますので。

逆に私も建設課長に聞いてみたいことは、あれは真っすぐ入ってはいけないのかどうかということが非常に、入っている人も結構いるんですよ。一方で、何となくしゃくし定規に見たら1周回って入らなければいけないようにも見えるので、そのあたりがいろいろな混乱の原因になっていると思いますので、このあたりはきっちり、またしたいと思います。

よかったら建設課長、今そこはどう思っているか、ちょっと、ぜひ今の建設課長の意見を聞きたいんですけどもね。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今の現行の形にしている部分についての御説明をさせていただきます。

このロータリーは、県道側、白坂久保田線側からの方向と、もう一つは旧県道、旧商店街ですね、今のマンションの方向から来る道路と2通りございます。そして、旧商店街の道路は信号がかなり少なく通ってこれますので、こちらのほうも朝夕、利用が増えるところでございます。

そういった状況から、この右折は破線ですので、構造上はできますが、これをメインに持っていくと、こちらの交通量が多い時間帯の、商店街から来たほうと、白坂久保田線側から来たほうとの、ちょうど矢印のところで出会い頭でぶつかる形になります。

そういった部分があったので、今回ここでの車両が多いときには複雑、出会い頭になって、どちらが優先かとかという、そういう複雑な分が出てきますので、ここについては、入れるときは入れます。ただ、そういう車の多いときは1周回ってでも入れるようなスタイルを取っているような形になっております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今のようには分からないと思います。だから、それをきちっとします。ただ、言っている意味は分かったと思いますが、それは、でも世の中では分からないということなので、それはきちっとしますので、まずはそのところは。すみません、条例が動くまでにはちゃんとしますので、逆に言えば、そこは切り離して考えていただければなと思います。ちゃんとします。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第48号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第49号

○議長（重松一徳君）

日程第9. 議案第49号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第49号に対する質疑を終結します。

#### 日程第10 議案第50号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第50号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第10号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の16ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

18ページ、歳出、19ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20ページ、第2表 債務負担行為。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、第3表 地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、2款12目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12款1項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、14款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、14款2項1目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、15款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、15款2項2目、3目、4目、8目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ、15款3項1目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、16款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10ページ、17款1項1目、3目。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

ふるさと応援ですね、3億円の補正をしていただいていますけれども、財政課長、ちょっと私の聞き間違い、あれですけれども、10億円はいかんか分からんというふうな発言を私、ちょっと聞いて、本年度3月末でですね。今現在は7億円ぐらいはもう寄附金は歳入といたしますか、されてあるんですか。この3億円というものの見積りというものが、将来的な、来年の3月までの見積りですから、それは見通しとしてはあれかと思えますけれども、やはり歳入にしては、ある程度手堅く歳入予算は組むべきであって、その辺で、この3億円という

数字がちょっと達成できるのかなというふうな、私は不安もあるんですけども、その辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私自身は、今年度は9億円いくか、いかないかぐらいと思っているんですね。それで、じゃあ2億円を今回積みましようかという話をしていたんですが、去年3回ぐらい、追加、追加、追加にしたので、じゃあ努力目標も兼ねて3億円ということで今回出ささせていただいております。厳しい状況が続いていることは間違いございませんので、やっぱり「いろはす」の力が意外と、前に御説明したいと思いますが、かなり大きいので、そういう状況でございますので。

今の状況はもう本当に正直に申して、今申しましたとおりでございますので、それで御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページに入ります。18款1項10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、20款4項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、20款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ、21款1項6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目、15 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

16 ページ、2 款 1 項 1 目、2 目、3 目、4 目、5 目。17 ページまで、5 目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17 ページ、2 款 1 項 6 目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

18 ページ、2 款 1 項 7 目、8 目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では続けて、13 目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

では、14 目、15 目、18 ページ、19 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20 ページ、2 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21 ページ、2 款 3 項 1 目。いいでしょうか。22 ページ……（「すみません」の声あり）21 ページですか。（「民生費のところ」の声あり）今、22 ページです、すみません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23 ページ、3 款 1 項 1 目、2 目、4 目、5 目、6 目。いいですか。品川議員。

○11 番（品川義則君）

民生委員の件ですけれども、この予算というよりも、民生委員の仕事もなかなか大変であ

りますし、町内でも高齢者とか、いろんな障害の持った方、民生委員の仕事も多く増えてきていると思うんですけども、この民生委員の総数ですね、定員というものの基準的なものは、国からの基準でしかできないんですか。町単独でとか、そうとかですね。それから、民生委員協力員という方もまたいらっしゃったと思うんですけども、その定数ですね。ですから、民生委員を少し増員できなければ、その補助の方とか、一緒に手伝って仕事をしていただく方の人数を増やしていただいたほうが、これから、お仕事内容からすると相当厳しくなっているので、少し仕事をやりやすくする、負担を減らしていく、もうすぐ改選があると思うので、なかなか次の方を選任することも難しい状況で、各区であると思うので、その辺の民生委員の仕事量を少し緩和していただくと、そういった成り手も増えてくるのかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田茂喜君）**

民生委員・児童委員の定数につきまして、現在町内で36名の定員ということで活動をしていただいております。一応定員につきましては、町から増員要望というものを行いまして、県のほうが認めるということは、県の条例にたしか定数が決まっていたと思いますので、今度、町の定数を民生委員協議会にお諮りしまして、増員の希望があるということであれば、ちょっとお話を県ともさせていただきたいと思っております。

また、民生委員の協力員につきましては、一応お一人につきお一人ということで、今、協力員の要綱等を用いて、今10名の方が協力員として御協力をしていただいております。協力員制度につきましては、各民生委員にも、2年前、3年前ですかね、新しく民生委員になられた方、また民生委員を継続されている方につきましても、協力員制度については御周知しておりますので、また令和4年、来年の11月末に今度の改選が行われますけれども、その際にはまた新しく民生委員になられた方につきましても、民生委員協力員制度というものを御周知いたしまして、各民生委員の活動の負担が過度にならないようにということで周知を図っていきたいと思っております。

**○議長（重松一徳君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

25ページ、3款2項1目。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

町長にお尋ねします。

今、テレビを見ると、子供の、子育て世帯の10万円の件でニュースソースが、各首長あたりが、政府としても10万円現金で渡しても容認するような発言をされております。地方自治体の首長にとっても、松田町長も大変悩んであると思いますけれども、クーポン券でやるのか、5万円は今年の12月24日に口座振替するということはある程度決まっていると思いますけれども、あとの残りの分についても、他の市町村では非常に考えが違っておるようでございますけれども、現時点での松田町長のお考え、5万円の給付について、どう考えてありますか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず最初に頭の整理をしたときには、そもそもこれは5万円の現金給付と5万円分のクーポンというものが最初の国の考え方で、しかもその考え方は、私は非常にいいのではないかと感じていましたので、私はそれでやるべきではないかと、まず感じていました。

ところが次に、金額がめちゃくちゃかかるという話が来ました。それでも私は、かかっても、それは政策目的のためにかかっても仕方がないかと思って、それはやっぱりクーポンでやるべきではないかなと思っていました。そう思って、担当課との議論もしているんですが、クーポン自体を全部、各自治体ごとにやらなければいけないみたいな話なんです。

そうなってくると、今プレミアム付商品券のようなものをつくることとは全然違うノウハウが必要になってくるので、果たして基山町単独でそんなことができるのだろうか。例えば、佐賀県が音頭を取ってくれて、佐賀県全体で同じようなやり方をするとかという話はないのかと聞いたら、それはないという話なので。しかも全国でも、全く自治体任せだみたいな話が今入ってきているので。

むしろ、何かその辺のところをもっと声を上げて、国がある程度主導していただかないと、基山町単独でそういうニーズに合ったクーポンの話をするということは、非常に私は今の段階では難しいと逆に思い始めております。

だから、気持ちはクーポンなんですけど、現実的には現金支給みたいな方向に行く可能性も今は出てきているなと思います。

ただ、もし国とか県が、もうちょっと違う形で本格的にクーポンの話で動いてくれば、その話に乗りたいなと思っているところでございます。

**○議長（重松一徳君）**

松石信男議員。

**○12番（松石信男君）**

今の件で、国会でも相当問題になって、クーポン券にすると莫大な税金が使わないかと、それでいいのかと、一括現金で10万円配られれば税金をあまり使わんでいいんじゃないかというような議論がなされて、御存じのとおり、岸田首相が現金10万円を配ってもいいというような、私は答弁をされたと思う。

各市町村においては、そういう方向でやると。そして、当面5万円ですけども、あとの5万円については財政調整基金から繰り入れてやるというふうな自治体もあるようです。

私は、やはり一括して10万円支給すると。しかし、それが事務手続上できないとすれば、年明けてでも5万円については現金で、財調から繰り入れて、取り崩して、町民の皆さんに支給するというやり方がいいと思いますが、どうでしょう。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

私も一括10万円が一番いいと思いますよ。ところが、それはもう駄目だということに国は今言っていると思いますので、やるという自治体も諦めたと私は聞いています。

だから、それが駄目なら、やっぱりもともとのクーポン券と現金というものはそれなりに意味があるから、そういう政策として国がきちんとした形で立ち上げたわけだから、本当はそれに沿わなければいけないと思っているけれども、あまりにもそこが自治体任せになるということになれば、ゼロからクーポンをつくるということはずごくいろんな意味で労力も時間もかかるので、そこを考えると費用対効果がないよねというのが、さっきも言ったよ

うなところでございます。

ただし、国とか県とかが率先して何かそういう仕組みをつくっていただければ、それに乗りたいなどは思っています。

繰り返しになりますが、財調とかでうちが立て替えて、一発で10万円を払えるのだったら、今でもそっちに乗りたいぐらいな気持ちなんですけれども、それは何かもう無理というふうには私自身は聞いていますので、もしそういうことが可能であれば、当然ながらそれも有力な考え方だと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、私はちょっと細かいことでのお尋ねで申し訳ないんですけれども、資料の55ページでよろしかったんですかね、これは。

○議長（重松一徳君）

ちょっと待ってください。（「そのあたりでよろしかったんだろうか。合っていますかね」の声あり）55ページ、予算、事業明細説明書。

○1番（中村絵理君）

はい。ここでよろしかったんやろうかと。ここの、本当にいろいろ、10万円なのか、5万円ずつなのか、クーポンなのかというのはすごい大変なところだと思うんですが、最終的には基山町、皆さんとしては最善の方法を尽くされると思うんですけれども、先ほど町長もおっしゃったように、すごい莫大な労力とかそういうこともこなさなければいけないから、職員の方々はすごい大変やろうなと思いつつも、ちょっとお尋ねしたいことが、まず12月24日ぐらいに振込をなさるといようなことをおっしゃっていたような気がするんですけれども、違いましたっけ。

それで、その後に、申請が必要な方は年明けであるというふうなことをおっしゃっていたんですが、プッシュ型とはあるけれども、申請が必要な対象者に対しても、できる限り早期の支給ということを書いていますね。けれども、その申請が必要な方々、この方々はどういう方がいらっしゃるのか。どのぐらいの、大体の目安はつけていらっしゃるんですけれども、それから、どういう手続を踏んでこの申請に至るのかとかといった、そういうところをちょっと教えていただきたい。例えば、コロナで収入が急変した世帯とか、そ

こも含まれるのか、じゃあそれはどういう判断によるのかとか、ちょっとその辺をお願いします。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

まず、申請が必要な方につきましては、今回は児童手当のシステムを利用してスピーディーに給付を行うことということで国のほうも示されておりますので、15歳未満ですね、今、児童手当を受けられている方で、いわゆる所得制限に該当しない方、その方はもうプッシュ型ということで一方的にこちらから振込を行うと。それ以外の方が申請が必要になってきますけれども、現在のところ申請が必要な方は、まず公務員の方です。公務員はそれぞれの職場で児童手当を支給しておりますので、それぞれの自治体に児童手当の支払いのデータがないということで、公務員の方は申請が必要になります。

それから高校生です。児童手当を受給されていない、既に児童手当の支給が終わった方、この方も申請が必要になります。それから新生児の方ですね、9月30日を基準日としておりますので、10月1日以降に生まれた方、そういった方につきましては申請が必要になってくると考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

そうしたら、こちらの、私がさっき申し上げた、コロナとかで収入が急変したとか、そういう方たちも一応この中には含まれているという認識でよろしいですか。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長。

○こども課長（亀山博史君）

コロナによる、いわゆる収入が激変したとか、そういった形については今回見ないことになっております。あくまでも児童手当の支給要件であります所得制限、そういったところで該当しない方について支給をするということで考えております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、もう一つ。これは私もお勉強……、一般的には、独り親給付金みたいな形の認識だと思うんですが、独り親だけでなく、例えば……、それは違いますかね、すみません、ごちゃごちゃしていて、ちょっとその辺を、区別をもう一回教えてください。

○議長（重松一徳君）

亀山こども課長、この辺を含めて説明を。

○こども課長（亀山博史君）

今回は、子育て世帯への臨時特別給付金事業、資料の55ページ分でございますけれども、基本的には、ここにも書いておりますように、高校生までの子供がいる世帯に対し臨時特別給付金を年内に支給する。10万円相当ということですが、前半はまず5万円現金で、できれば年内、令和3年内に速やかに給付するということで、これがまず事業です。

対象は、児童手当支給世帯、プラスの18歳までの子供と。それで、所得制限のかかっていない、該当しないお子様をお持ちのところということでなっております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

25ページの事項別明細書に戻してください。

25ページ、3款2項2目基山っ子みらい館費。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

26ページ、3款2項3目、4目、5目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

27ページ、4款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

28ページ、4款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

29ページ、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

30ページ、6款1項2目、3目、5目。天本議員。

○2番（天本 勉君）

この農業農村振興整備事業補助金、これが211万3,000円、追加資料の4ページから7ページですね。

○議長（重松一徳君）

ちょっとお待ちください。追加資料の4ページからですね。どうぞ。

○2番（天本 勉君）

4ページから7ページですね、それで要綱も今回出させていただきました。それで、6ページに別表で、いろいろ事業で補助金がありますけれども、いろいろ新たに安全施設整備事業の追加とかありますが、この前、私は一般質問でもしましたけれども、40万円以下の事業の補助対象外、決算特別委員会の中山間地域支払交付金の中でも、ちょうど項目で40万円未満については地権者などの負担となっていると、何らかの対応が必要ではないかと。そのとき、鳥飼議員も言われましたけれども、他市町村の先進事例を調べて、支払い支援制度の創設も含めて、血の通った農業施設制度の展開をしてくださいということで報告書も出しております。

それで、やっぱり中山間地域というものが、やっぱり大雨のときにはのり面が崩れて、自分たちで支出したりしておりますから、補助対象外はですね。

その分で、この別表の中に、例えば農地のり面の土羽、石垣、擁壁等による整備、これをここに加えてもらえないかなと思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。これが本当に単費の、ここは一番、せつかく要綱も設置されたら、そこが今回解消されるのではないかと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

今回この補助金の見直しにつきましては、大きく、災害復旧と通常の整備ということを切

り分けて検討を行いまして、今回の分については、災害復旧でない通常の整備というものを念頭に置いた補助金制度になっております。

災害復旧につきましては、激甚災害等もあつたり、そういったことで率も変わつたり、国、県の補助の手当てがある分もございますので、そこはそことして、また別途入念に検討していきたいと思つているところでございます。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

例えばもう補助対象外の、さっき言いましたような感じで、また要綱かなんか設置されて、その辺を救済されるような形で考えてよろしいんでしょうか。ちょっと、もう一回お願いします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

今のところ、通常の軽微なのり面とか、いろいろ整備という形になれば、取り扱える要綱にはしておりますので、40万円以下の災害とかという話がちょっと先ほど出ましたけれども、それについてはまた別途検討することにしておりますので、現段階ではまだ原案ができておりません。今後どうなるかは、ちょっと今後の検討次第ということになります。

○議長（重松一徳君）

天本議員。

○2番（天本 勉君）

ちょっと私が別表を見ながら思ったことが、ここの、のり面の整備という形で、例えば農地ののり面の土羽、石垣、擁壁等による整備というものを、ここの別表に加えていただいて、そして補助率もしていただくといいのかなと、ちょっと単純に私は思ったから、このあたりで整理されるのかなと思ついたので、またよろしく、ちょっと検討方お願いしたいと思います。これが公布の日から施行するから、そういう形で御検討のほどよろしく願ひいたします。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません。私も、これもまたちょっと的が外れていたら申し訳ないんですけども、この資料の57ページに多分この説明が載っているんだと思っているんですけども……。

○議長（重松一徳君）

ちょっとお待ちください。いいですか。続けてください。

○1番（中村絵理君）

今、課長が、通常の整備に対してというようなことをおっしゃったんですけども、もし、すみません、初心者的な発想からすると、その普通の整備だったら、急にこの2か所が地域の要望だったからということで上がってきたということですけども、普通の整備であれば、次の年度の予算とか、そういうところに来てもおかしくないんじゃないと思ったんですね。

なぜそれを急がれるんだらうかと、ここに補正を組んで。それで、要望が出た段階で毎回これを、じゃあそういうもので補正を今後出していくのかどうなのかということが、ちょっとその辺のところの意図というか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

常々、町単事業についての御要望等がある中で、その2件の案件が最近上がってきているところでした。

それで、その2か所については、水路の取水口の頭首工のところの関係、改良と、水路の関係でございまして、水関係は特にですけども、翌年の作付に大きく影響を及ぼすものですから、そこは早めに対応したほうがいいのではないかとということで今回補正を組ませてもらって、それに合わせて要綱の見直しということで今回提案させてもらっております。

基本的には、こういった御相談があった中で、ものの中身を吟味した上で、補正をつけるのであれば、その都度補正予算を議会に御提案して、今後対応していく方向でございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ということは、そういうものが毎回出てきたら、今後は毎回精査して、それに該当す

れば毎回出して、その認識でよろしいんですね、今後は。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

今のところ、そういう方向で検討しております。

○議長（重松一徳君）

鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

この要綱改正、私はびっくりしています。あまりにも唐突、私は昨年、もう二、三年前から亀の甲ため池の関係について、危険ため池について補助率なり、いろんな問題を言ってきましたけれども、全く町長は亀の甲水利組合の意向は全く聞かずに、現在まで来ております。

しかし、この2つの事業は私たち議会にも何も話もあっていませんし、課長が単独でされたかどうか知りませんが、そういう要望があったから補正予算まで組んで、要綱も変えて、即座にこういう対応をしてあるということで、私は甚だ遺憾に思っております。

あれだけかたくなに、危険な、安全・安心の、亀の甲ため池が危ないから、水利組合では管理し切れないからどうかしろと請願まで出された事項はほったらかし。これは大事な事業と思うんですよ、この200万円もと思えますけれども、誰かが言われて、誰かに言ったかどうか知りませんが、要綱まで、補助率までアップして、瞬時に補正予算まで出すと。町長の決断だと思いますけれどもね。

その背景というか、町長の亀の甲水利組合との整合性なり、これには中山間地の問題、全く触れてありませんけれども、基山町の農業振興についての、棚田あたりが大変だと思いますけれども、中山間地は天本議員が言われるよりも切実な問題があつてんですよ。それには全然手をつけないで、この問題に唐突に補正予算が提出されたことについて、私は非常に義憤を感じておるところでございます。よかったら、町長からその辺は。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、亀の甲ため池で、私が無視を続けているというふうにならざる言われ続けることは、私自身はすごく心外なので、その点は、そうではないということを申し上げておきます。

それから、今回の話は、災害の話、議会での意見の話と、この話は全く別物だと考えておりますし、議会から出ている40万円以下の話は今、担当課で検討が進んでいるのではないかと思います。どういう形になるかは、まさに他の先進事例などを調査していると思いますので、そっちを待つということになると思います。

これについては、別に補正予算でやりなさいという、私が指示をしたことは全くありませんので、恐らく担当で、まさに今の時期に関わることなので、今回の補正で上げているものだと思います。

それから、今回その2か所が特定の場所と聞いていますが、ほかに町内これから、これに該当するところがたくさん出てくると聞いておりますので、そういうことだったら施策としてやったほうがいいのではないかと話をしているところでございますので、そこは誤解のないようによろしくお願いいたします。

もちろん、その2か所からほかのところが出てこないということになれば、私が言っていることはおかしくなってしまいますけれども、恐らく来年以降、同じようなことがたくさん出てくるのではないかと思いますので、そういうことで御理解いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

事項別明細に戻してください。

6款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ここで、11時15分まで休憩します。

～午前11時06分 休憩～

～午前11時15分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

32ページ、7款1項1目、2目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

33ページ、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

34ページ、8款2項1目、2目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

35ページ、8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

36ページ、8款5項1目。末次議員。

○5番（末次 明君）

10節需用費の修繕料101万7,000円についてお伺いいたします。

退去に伴う新規入居前の修繕費が増えているということですが、基山町の人口が思ったように増えないわけは、例えば入居者はあるけれども出ていく人も多いということで、なかなか増えないんですが、町営住宅の入居率というものは増えておるんでしょうか。現実、現状を聞かせていただきたいんですけれども、まだまだ私から見ると、特に本桜団地の4階部分とか非常に空きが多いように思いますが、現状は増えてきているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

議員おっしゃられるとおり、本桜団地の高層階は確かに空き部屋が多くなっております。今回の入居が増えているというところが、低層階等は常にもう人気でございまして、空いたらすぐ入るといような状況です。

現状としましては、割田団地はもう常に満室となっております。本桜のほうが、上層階が少し空きがございまして、空いた部屋を随時改修して入居を促進しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

それと、これは基山町の姿勢といいますか、基山町が、特に本桜とか割田、それから園部団地を基山町が運営管理していくという町のコンセプトをいま一度お聞かせいただきたいんですけども、例えばどういう人に入っていて、どれぐらい住んでいただきたいとか、何かそういうふうな、ちゃんと書かれたものというものはあるのでしょうか。それとも、課長自身はどういうふうはこの町営住宅については思っておられるのでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

山田定住促進課長。

**○定住促進課長（山田 恵君）**

町営住宅につきましては、所得の低い方や緊急で、例えばDVの被害の方とか、あとは災害の方等も受け入れるようにしておりますので、民間の住宅に入居がちょっと難しいであったりとか、もう所得の条件で厳しいと言われる方を受け入れるような施設であると考えております。

町としましても、町営住宅に長く、もう死ぬまでずっととかということではなく、状況が変わったら民間に移っていただくであったりとか、今年は新しく御自分で住宅を建てられて、住宅取得補助金を活用された方もいらっしゃいますので、そういうようなことにつながっていけばいいかと考えております。

**○議長（重松一徳君）**

末次議員。

**○5番（末次 明君）**

私も、できたら若いうちはとか、最初、低所得の場合はそこに住んで、将来はまた基山町内で別のところに住んでいただくというものが一番理想かと思っているんですけども、その辺というものは、その滞在年数とかが一度住まわれた世帯というものは短くなっている感じというものはあるのでしょうか。私としては、基山町に長く住んでいただきたいので、いろいろ情報を提供しながら、住みやすい修繕とかはしていただきたいんですけども、そのあたりは、滞在年数はやっぱり以前と比べると、まだ課長になられて短いので分からないかと思いますが、感じとしてはどうなんでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

滞在年数としましては、やはり長い方は30年以上であったりとか、長く滞在されている方が多いかと思えます。

今回、補正に上げさせていただいております修繕費ですが、長く滞在されてあった方が退去されたことに伴い、次の新規の入居のための修繕でして、1件当たりの単価、修繕する箇所が大変多うございましたので、1人当たりの、1件の単価が増えて、今回補正をお願いしているところでございます。

長く住んである方も、今年は結構3件、4件、30年以上住んであった方が転出されるということがございましたので、今後は新陳代謝を図るではないんですけれども、町内への別の場所への移住等も、こちらから積極的に案内するというわけではないんですけれども、見据えたふうにできていけばいいなと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

37ページ、9款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

38ページ、10款1項2目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私がちょっとここで説明漏れというか、協議会のとき、ちょっと今のところの11節ですね、看板撤去手数料、中学校の何か看板の撤去ということの説明がありました。ちょっともう一度そこを説明していただいて、どこかの小学校でしたかね、フェンスかなんかに寄りかかったか、何か自分で少しフェンスをこうこうしていたという報道でしたね。それが壊れて、何かかけがでしたかね、ちょっと曖昧でごめんなさい、重体だったかな、何かそういう事故が起きていますよね。だから、やはりこれとはまた別かな、私がよく聞いていなかったのですね。

そういう事故も含めたところで、こういう看板とかフェンスとか、そういう点検、多分今までも、聞いていると、毎年点検している、通学路にしても、そういうことは聞きますけれども、ちょっとその辺の、この説明と、校舎内のそういうフェンスとか、1回、2回のそう

いうフェンスとかの点検、ちょっとお尋ねします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

学校フェンスであつたり遊具であつたりもそうですけれども、そういったものについては学校で定期的に点検を行っております。それから、また事故があつた折には、文科省から県を通して緊急的に点検をするようにしておりますので、その場合も点検は実施をしております。

それから、これ以外ですけれども、福岡のほうでバスケットボールの落下事故等がありましたので、そこについての緊急点検については前回の議会でお願ひして、委託で点検を行うようにしております。

今回の看板撤去につきましては、地域住民の方からの申出等があつて、確認はした事案になるんですけれども、1つが中学校の信号付近にある三角柱の、どのぐらいですかね、3メートル、4メートルぐらいの鉄でできた、教育委員会と少年育成協議会とPTAとかで合同で立てたような、すみません、建築年度が分からなかったんですけれども、その分の撤去を、古くなっていますので、安全性を考慮して撤去をするもの。

それから、10区なんですけれども、10区のChibiharu ZERO-TWOの近くのところにも同様の三角柱の標語が書いてある分がありますので、そちらを撤去するもので、合わせて2か所の撤去をお願いするものでございます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。ほかに38ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

39ページ、10款2項1目、2目、3目、4目。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ちょっと確認も兼ねて伺います。

これは2項の小学校費と3項の中学校費まで係ることで、1目の10節、需用費の光熱水費136万1,000円、これは説明では、換気でエアコンをいろいろ使ったということで、その辺の料金が上がってきたというふうな説明を受けたんですけれども、換気でいくと、これは若基

小学校も中学校もやっているのに、そこでは光熱水費は出ておりません。ましてや基山小学校は太陽光発電も上げておりますし、今年の夏は暑かったとか、熱量ではないでしょうけれども、晴れが多かったということであれば、太陽光の発電量もある程度上がっていたと思うんですけれども、なぜここだけエアコン費、その光熱水費が上がっているのかという御説明をお願いします。

**○議長（重松一徳君）**

今泉教育学習課長。

**○教育学習課長（今泉雅己君）**

まずは、その運用に関して言えば、中学校も若基小学校も基山小学校も同じような運用で行っていますけれども、まずは積算の見積りが甘かったということが正直なところではございますが、教室、学級数が当初の予算想定よりも増えていたということは当然あるかと思えます。

それから、窓の開け方ですけれども、校舎に面して、1階等の小学校1年生、2年生の部分については、やはりちょっと学校の造り上、すごく暑くなるということもありましたので、エアコンを少し強めにかけてということは学校のほうからは聞いております。窓の開け方についても、少し大きく開けていたということは小学校から聞いておりますので、そこを少し絞ることで、本来はもう少し電気の節減もできたのではないかなとは思いますが、やはりエアコンをつけずに授業をするということはできませんので、今回補正をお願いしているものでございます。

次年度以降につきましては、ある程度同様の運用をしますので、こういった小学校だけ特別に補正をするということは少なくなるかと思えます。

**○議長（重松一徳君）**

松石健児議員。

**○3番（松石健児君）**

その辺の補正については、正確な説明をお願いしたいと思います。

あわせて、これは庁舎のほうでも光熱費が上がっている理由としては、こういう部分があったと思うんですけれども、これは換気だけでは、今、重油の料金とかが上がっていますが、今後の使用料等で、その辺の小学校費、その光熱費が上がって、また補正を組むようなことは考えられないのでしょうか。それと、コロナ禍でタブレットの使用等が増えてきていると

思いますけれども、そっちの電気料金について中学校まで合わせると、かなりの使用料が、電気料金がかかってくると思いますけれども、それは当初予算である程度賄うような見込みで考えられているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

タブレットの運用に関しましては、まさに今年度実績として上がってきておりますので、当初予算については加味して運用を行っていくことになるかと思えます。

それから、年度末の見込みを上げておりますので、今年度につきましては、これ以上の補正というものは想定をしていないところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、40ページ、10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

41ページ、10款4項1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

42ページ、10款5項1目、3目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ここの部分のスポーツですかね、スポーツイベントの55万円の件です。これはこれで、今回サガン鳥栖との提携というんですか、そういうところで今回イベント的に中学生を対象として、するという説明だったと思います。これはこれでいいんですけども、なぜ中学生なのかなというか、意外と、夢はサッカー選手というのは、もう何か、要するに保育園児から夢はサッカーというのが多いですよ、全国的な統計の中にね。その中で、プロの選手との交流とか、小学校とかも、これからのことなんですけれどもね、今回は中学生ということですが、こういう連携もされていますので、ぜひこれからは低学年にも夢を与えていただき

いので、そういう交流もこれからしていただきたいなと思いますので、ちょっと御意見お聞きします。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今、議員おっしゃっていただいたとおりと私も考えております。

今回はサガン鳥栖と協議をさせていただきまして、子供たちのレベル、それから指導できる人数の関係で、今回は中学生を対象とさせていただきました。また来年度以降、小学生を対象にした教室ができるように努めていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私も、最初にこの話を聞いたときに、中学生だけみたいな感じで、基山中のサッカー部なんて20人ぐらいなものというふうに言いました。そうしたら、東明館、それから、いわゆるFCソレイユとかレッドスターズとかの中学生も全部入れて、何か60人ぐらいということだったから、それなら仕方ないね、1回目だからそんな感じかなという話をしましたので。最初、中学生だけと聞いた瞬間は、同じ感想を持ちましたのでね。

何か基山中のサッカー部も最近すごく強くなっているみたいで、議長がサッカー少年だったときよりも大分強いかもしれないかなと思ったりもしています。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

大久保議員が言われた点も、私も少し気になった点ではあるんですけども、所管外ですから、詳しいところは委員会にお任せします。

この事業に関して、令和3年度1年の事業となっておりますが、これは9月11日に清水エスパルス戦で鳥栖の駅前不動産スタジアムで町長がサガン・ドリームスとの提携を結んだ交流宣言があります。この交流宣言によると、基山町とサガン鳥栖はサッカーを通じた地域交流、人材育成及び健康づくり等の事業に相互に協定、協力、連携して取り組み、推進することを確認しましたので、ここに宣言しますという、これは基山町のホームページにも、今後

そのサガン鳥栖支援のふるさと応援寄附金等も募ってやっていくということです。

この事業自体を否定するものではないんですけれども、全体像がよくつかめないので、この事業は1年で終わるとしても、今後その取組として、この宣言も、期間、期限は記載されておりませんので、今後継続してやっていくものなのか、あるいはどういった構想でこの事業を継続していくものか。今、現時点で分かる範囲で御説明をお願いします。

**○議長（重松一徳君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

こちらは特に期限というものは設けておりません。今後も、ふるさと納税の寄附金を活用させていただきながら、スポーツ教室だけではなくて、基山町全体で健康増進だったり、いろんな事業でサガン鳥栖と連携を取りながら、サガン鳥栖の支援をするとともに、基山町の子供たち、それから町の発展に寄与していきたいと考えておりますので、今後も継続事業として考えております。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

少し厳密に説明すると、恐らく毎年、当初予算で、今年度はこの連携事業でこういうことをやりたい、そして歳入はふるさと応援寄附金の、サガン鳥栖の場合はサガン鳥栖応援バージョンをやりたい。ほかのところのものは、またほかのところもやりたいということで、毎年、当初予算でそういう感じの御提案をさせていただくようになると思います。それは全協のときに、ちゃんと議会にもかけるんでしょうねという質問がありましたので、それに対して、はいというふういきちんと答えていますので。

ところが今年度はもう途中なので、全く何もしなくてこの3月まで終わるのもあれだし、今度サガン鳥栖もいい成績だったので、まあ小さい金額で今年度ふるさと納税をもらっている、サガン鳥栖の中で十分にできる、動ける金額で、まずはちょっと1回目の本格的なものをやろうというのが、この中学生というふうな、そういう形になっているところがございます。

それ以外では、予算を使わない形で、職員に対してサガン鳥栖のマネージャーの方が来て、職員を対象に少しお話をさせていただいたり、少しずつ交流を今始めてきておりますので。

また当初予算、3月議会のときにそういう形で、場合によってはほかの、久光のバレーボールとか、幾つかふるさと納税が始まっていますので、そういうものも出てくるかもしれないし、今のふるさと納税の集まり具合にもよって、また変わってくると思いますけれども、整理としては、そういう整理になりますので、毎年、当初予算でずっとやっていくというふうな感じになると思います。今年だけは初年度だったので、こういう補正予算でやっているということで御理解いただければと思います。

**○議長（重松一徳君）**

栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

同じ場所ですけれども、議案資料の58ページで載っている部分と思いますので、お開きいただきたいんですが、先ほどからも……。

**○議長（重松一徳君）**

栗野議員、ちょっと待ってください。どうぞ。

**○6番（栗野久明君）**

先ほどから、各議員から質問がありまして、私も全く同じように考えていまして、今回、中学生に限定したというわけは、初めだからという町長のお話があって、分かるんです。それとまた、技術的な習得をしようという目的も入っていますから、それで考えれば、同レベルの同じ世代の人を集めてやったほうが効率がいい。また、小学生を集めたら、今度は目的のうちの、応援をするという部分が入ってくると思いますので、またそのレベルでやって、次年度とかですね、やれば、その広がりが出てくるのかなと。特に、小学生の場合は、プロ選手と一緒に練習ができたということだけで、それから先の伸びが全然違うと思いますので、よろしくお願ひしたいなと。

その点は、先ほどから話がありますが、ここの中の目的、目標のところ、7番の中に、町の健康増進と入れてしまっておるんですが、目標で入れることはいいんですけれども、健康増進となると中学生対象かなと。今回、中学生が対象なんですけれども、もうスポーツをした人間を集めるわけですよ。そうすると、健康増進まで書かなくても、あまり目標が書き過ぎてもぼけてしまうと思うんです。

これから先、人を集めてこういったイベントをやろうとしたときに、目標をあまり書き過ぎない、要するにちゃんとしたところを書いておったほうがいいのかなと思いますが、その

辺、課長はどう思いますか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

確かに、はっきり青少年の育成というほうが分かりやすかったかもしれないんですけども、これは連携協定の中身に書いていた文言をここで使わせていただいております。また、スポーツはするだけではなくて、見たり、参加したり、応援したりと、いろんな要素がございますので、そういうことで活性化にもつながるということで、また健康増進というものは、若い方にとっても健康増進という意味は外れないということで使わせていただいております。今後は、少しそういうところを配慮していきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

よくよく深読みすると、将来は50歳とか60歳の方もやるのかなとかということまで考えると、そういうことも当然あるなと思えます。サガン鳥栖を応援しよう、そしてお互いにそういった健康増進の面も含めて進めていこうという考えであれば、別にここを訂正してくださいという話ではないんですけども、ぜひともこういった、多分企画としてはいい企画ではないかなと思えますので、頑張ってくださいということをお願いします。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

事項別明細書に戻してください。

43ページ、11款1項1目、2目。中村議員。

○1番（中村絵理君）

全般的に災害復旧費に関わることなんですけれども、こちらの資料の52ページと53ページに関わってくると思うんですが……。

○議長（重松一徳君）

ちょっとお待ちください。資料、切替えをお願いします。どうぞ。

○1番（中村絵理君）

私も一生懸命、ちょっとこの資料を読んでみたんですけども、2つを照らし合わせて、多分これは関連性があるのだと思ったんですが、まず52ページのナンバーの1から6まで、それとナンバー101というものがあって、多分これが全部の7か所の分を指していらっしゃるんだろうなと思ってはいるんですが、ちょっとまずここの、私もそんなにまだ道路とか詳しくないので、場所がまずどこなんだろうと、この地図で見る限りというところが、大体の検討をつけなければいけないのだろうけれども、それがよく読み取れないことと、併せて53ページの、この資料をずっと読んでいくと、多分この前の地図は2番目の農地農業用の施設災害復旧費のことだろうと、数字が7とあるので、補助のところ。この辺の絡みと、多分この補助に係るところについてだけ、これは載せてあるのかなとか、ちょっと非常に考えるところが多くて、もうちょっとこの内容をゆっくり説明してもらっていいですか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

資料の52ページ、これは全体図はおっしゃるとおり、農地と農業用施設、水路になりますけれども、こちらの場所になります。位置につきましては、基山町内の全体のおおむねの位置を示した図となっております。

続いて、53ページの令和3年8月豪雨災害に伴う災害復旧費の分につきましては、②の、その農地農業用の施設災害復旧に関わる費用、経費を出させていただいております。ここには専決分の委託費等、それと14節に今回上げさせていただいております工事費と、その財源の内訳ですね、国庫補助が農地農業用の災害につきましては、暫定法と言われております災害の補助が法律の根拠になっておりますので、その率、農地が、これはあくまでもまだ、今月末に国の査定を受けるようになっております。農林水産省からの1名と財務省から、財務支局で来られるんですが1名、この2名の方が国の立場として内容の審査を行われますので、これを受けて確定しますので、今回は見込みというところを出させていただいております。

農地については96.4%を、増嵩の一応発表がされておりますので、補助のかさ上げがされたというところの見通しで96.4%の補助で、施設については98.6%の補助ということで、ちょっとこれは見通しということで上げさせていただいて、あと、それに関わる個人の負担と、

一般財源ですね、ここを経費として上げさせていただいております。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、受益者分担金のここはトータルで、農地であれば97万2,000円で、農地用施設だと7万円とかと書いてあるんですけども、すみません、農地のところは補助が6つあるではないですか。受益者分担金はトータルで97万円と考えていいんですか、この6つ分の。それとも何か……、すみません。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

農地の補助率の考え方ですね、農地で1つの補助率になってまいりますので、農地の場合は今、見込んでおるのが96.4%で、この差額3.6%が受益者負担となっております。

施設についても、今度は施設のみで、今回は水路だけですので、水路というところで補助の決定がされますので、ここでは見込みとして98.6%という形に出させていただいて、その2つがそれぞれ農地の補助になってまいります。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、後でゆっくり教えてください。

○議長（重松一徳君）

ほかに。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今のところの資料ですね、53ページですか、これは今までも何回もこういう形で出されておるんですが、今頃になって気づいたわけですけども、全体事業費で、単独と補助を受けてということになっているわけですが、単独が圧倒的に多い、補助が少しと。この単独と補助の違いというものは、難しいかもしれないですけども、端的に言えば、どのような条件で単独になり、どのような条件で補助対象になるかと。この辺、簡単に説明できますか。難しいですかね。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今回この53ページの表の一番下にただし書で書かせていただいているのが、国の審査が終わらないと事業費が確定いたしません。その……、（「それは今聞いてない、単独に関連づけているのはどんなやつかと、具体的に」と呼ぶ者あり）単独につきましては、今、ほぼもう委託費でございます。国の審査を受けるために必要な測量と設計の委託費になっております。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

すみません、ちょっと私のほうから補足的に。この53ページの表で圧倒的に単独のほうが多いとおっしゃられているのは、多分件数のところを見られておっしゃられているんだと思うんですけども、ここで単独で仕分をしているものは、ほとんどが土砂撤去のみで終わらせるような箇所、その箇所数が補助の箇所数と比べて圧倒的に多いと、そういう意味で、この表は集計をしております。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

事項別明細書に戻してください。

次、44ページ、11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

45ページ、12款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

46ページ、13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

47ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

給与費等明細書について何かありますか、48ページ以降。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第50号に対する質疑を終結します。

#### 日程第11 議案第51号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第11、議案第51号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページ、第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。タブレットの切替え。いいでしょうか。

3ページ、歳入、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、歳出、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6 ページ、3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7 ページ、3 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8 ページ、3 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9 ページ、6 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10 ページ、10 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11 ページ以降、給与明細書について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第51号に対する質疑を終結します。

#### 日程第12 議案第52号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第52号 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、  
本案に対する質疑を行います。

議案の25ページをお開きください。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

26ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。タブレットを切り替えますので待ってください。

1 ページをお開きください。

実施計画兼事項別明細書です。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2 ページ、3 ページ、支出、4 ページ、5 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、6 ページ、資本的収入及び支出。収入、7 ページ、支出、8 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9 ページ、予定キャッシュフロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

10 ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11 ページ、予定損益計算書、12 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13 ページ、予定貸借対照表。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第52号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第53号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 議案第53号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第11号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

追加議案書の1ページをお開きください。1ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2ページ、第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。いいでしょうか。

3ページ、歳入、14款2項1目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとよく分かりませんのでお尋ねしますが、この住民税非課税世帯ですね、分かったようで分かりません、私はですね。何を指すのか、何をいうのか、基山町の場合ですね。これを町民の方に分かるように説明をしてください。

○議長（重松一徳君）

酒井税務課長。

○税務課長（酒井智明君）

今回の臨時特別給付金で支給の対象となります非課税の世帯につきましては、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、また障害者、未成年者、寡婦で前年中の所得額が135万円以下の方、控除対象配偶者、扶養親族がいない方につきましては、前年中の所得額が38万円以下の方、また控除対象配偶者または扶養親族がおられる方につきましては、前年中の所得額が非課税限度額の算式で算定した額以下の方が今回の対象となっております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、説明いただきましたけれども、分かったようで分からないと。後で、ちょっと委員会でいいですから、資料をお願いしたいと思いますが。

これはなぜかという、近所の人から、うちはもろた、うちはもろとらんとか、いろいろあるんですよ。だから、私が説明しようがなかったですよ。あなたは非課税所帯か課税所帯かというぐらいしかちょっと言えないので。後で資料をお願いします。

○議長（重松一徳君）

酒井税務課長。

○税務課長（酒井智明君）

また、資料を提出させていただきます。

○議長（重松一徳君）

3ページ、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、歳出、4ページ、3款1項1目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ以降、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第53号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

#### 日程第14 委員会付託

○議長（重松一徳君）

日程第14. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。議員の方はタブレットに入っていますので。

〔資料配付〕

○議長（重松一徳君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は、以上をもって散会いたします。

～午前11時55分 散会～